



(平馬委員)

1-1 高齢者の総合相談体制の充実について、地域包括支援センターの役割等は国から示されているが、保険者として運営方針を示していない状況と記載があります。現在は完成しているのですか。

(事務局 浅野)

平成 24 年度当初には、完成しておりませんでした。平成 24 年度末に完成しております。

(松本委員)

高齢者生活支援センターについて、国と県が、名称を地域包括支援センターと呼んでおり、直ぐに修正は難しいかもしれませんが、今後地域包括支援センターと名称を合わせて頂きたいと思います。

(事務局 奥村)

以前からそのご指摘は頂いておりましたが、芦屋市では平成 18 年度から名称を高齢者生活支援センターとして芦屋市内で周知しており、名称変更は難しいと考えております。しかし、地域包括支援センターの状況等の報告会議では、地域包括支援センター運営協議会と正式名称で委員会を設置しております。他市においても、地域包括支援センターの名称を、市独自の名称に設置しているところもありますので、他市の状況も見ながらと考えております。

1 点追加の報告があります。今回の評価期間は、平成 24・25 年度の 2 年度を対象としております。理由としましては、今後のすこやか長寿プラン 2 1 の策定の基礎資料として取り扱うためです。

(加納委員)

全ての達成割合の評価が B の理由はありますか。

(事務局 奥村)

平成 25 年度までの評価のため現在まだ、進行中であり、期間が完了しておらず、計画どおり進んでいる意味で B が比較的多くなっています。

(事務局 下條)

「社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」について説明

(松葉副委員長)

ありがとうございました。何かご意見はありますか。

(中上委員)

2-1 生きがいつくりの推進の健康体操実施の基準について、開催の頻度と、参加者数が、老人クラブの会員の一定以上の割合が必要ですが、会員が多い老人クラブは参加しやすく達成しやすいと考えますが、会員が少ない老人クラブについては、達成が難しいと考えます。つまり、基準を達成しなければ、補助金が発生しないという制度を基に達成割合の評価が B ではないと考えます。

(事務局 木野)

平成 26 年度から兵庫県の補助金が削減されたため、今まで活動を行うと補助を一律に助成していましたが、平成 26 年度からは健康保持のために、一定条件の健康体操を実施した場合に、補助の対象となっております。中上委員のおっしゃる通り、会員が少ない老人クラブについては、達成が難しいかもしれませんが、夏の体操と同時に行う等、工夫をして頂ければと考えます。

(中上委員)

年々参加人数が減っています。新規会員を増やすように努力はしていますが、達

成が難しいと考えます。

(事務局 木野)

平成 26 年度から実施する事業のため、平成 26 年度の評価に反映したいと考えています。

(中上委員)

コミュニティ・スクールについて、活動支援の助成額を増加することが必要と考えます。

(事務局 木野)

予算の事も含めて、生涯学習課と協議したいと考えます。

(加納委員)

コミュニティ・スクールについて、芦屋市では他市より早く実施しており、小学校区の生活圏域の考え方を修正して、地域の見方を重視していきたいと考えます。

ゆうゆう倶楽部について、現在も活動していますか。また、活動の場はどのような所ですか。

(事務局 木野)

現在は空いている教室を利用しており、趣味の場、高齢者の活動の場としてグループで活動しています。管理体制としては、所管課が高齢福祉課で、業務は、潮見小学校については高齢福祉課、朝日ヶ丘小学校については、シルバー人材センターが管理しております。

(事務局 浅野)

「総合的な介護予防の推進」について説明

(松葉副委員長)

ありがとうございました。何かご意見はありますか。

(加納委員)

介護予防・日常生活支援総合事業について、具体的にどのようなことですか。

(事務局 奥村)

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成 27 年度の介護保険法改正によって始まる事業です。現在の要支援 1・2 の方の通所介護と、訪問介護について、介護予防給付に該当しているサービスが、地域支援事業に移行されます。事業所は、人員など基準で具体的に定められていましたが、今後は NPO 法人や、ボランティアなど、幅広く事業を担うことができることとなります。また、後の議事において、ご説明します。

(中上委員)

「事業実施状況について」のⅢ高齢者福祉サービスの実績の徘徊高齢者家族支援サービス事業の登録者数が平成 24 年度から平成 25 年度まで 1 名減少しているが、検索回数が、平成 24 年度 100 回から、平成 25 年度 748 回に増加している理由はありますか。

(事務局 下條)

徘徊高齢者家族支援サービス事業は、GPS 端末を利用した機器で徘徊高齢者を検索するシステムです。検索回数が増加している理由については、徘徊頻度が高い登録者が複数回徘徊していることが要因と考えます。

(事務局 広瀬)

「介護サービスの充実による安心基盤づくり」について説明

(事務局 山本)

「低所得者への配慮」について説明

(松葉副委員長)

ありがとうございました。地域密着型サービス事業所について、「事業実施状況について」の芦屋市内施設一覧で、住所地特例対象外施設と記載があるが、芦屋市の方のみが利用できるということですか。

(事務局 奥村)

地域密着型サービスとは、原則として、芦屋市の方のみが利用可能です。住所地特例対象施設とは、例えば他市から芦屋市の介護保険施設等（住所地特例対象施設）に入所し、住所を施設所在地に変更した場合、他市の保険者がそのまま引き続き保険者となる制度です。

(松葉副委員長)

以前、私の友人で他市の方が、地域密着型サービス事業所に入所を希望したところ、入所を断られたことがありましたが、それは地域密着型サービスということが原因ですか。

(事務局 奥村)

はい。地域密着型サービスの性質上、原則として、芦屋市の方のみが利用可能のためです。

(松葉副委員長)

「議事(2)次期、すこやか長寿プランの策定の進行状況について」事務局説明をお願いします。

(事務局 奥村)

「議事(2)次期、すこやか長寿プランの策定の進行状況について」について説明  
「介護保険制度の改正案の主な内容について」について説明

(加納委員)

予防給付の通所介護が、地域支援事業へ移行されるため、通所介護の利用者は減少すると考えますか。また、要支援・要介護認定の基準が厳しくなるということですか。

(事務局 奥村)

地域支援事業へ移行することによって、要支援・要介護認定の基準を厳しくすることはありません。また、要支援・要介護認定者が今後増加すると予測されるため、それに伴い通所介護の利用者は増加すると考えます。

(加納委員)

ボランティア等によるごみ出し等が訪問介護となると、需要が多く、必要以上に利用する人が増えるのではないかと考えられます。また、民生委員の見守りの基準において、全く介護保険のサービス利用がない方については、介護保険の通所介護等の介護保険サービスを利用している方より見守りが必要と考えますが、今後地域支援事業に移行され、通所介護を利用していた場合でも、今以上に見守りが必要で、件数が増加するのではないかと懸念されます。

(事務局 奥村)

介護保険サービス利用の際に、ケアマネジャーが対象者の計画を作成し、対象者にとって必要なサービスの計画を行うため、地域支援事業に移行されたとしても、その点において、変更はないと考えます。今後利用者の選択肢が増えるのご理解頂きたいと考えます。

(寺本委員)

介護保険制度の改正により、要支援・要介護認定を受けていない場合においても、基本チェックリストで判断し、シルバー人材センター等のサービスを利用可能にしたということです。また民生委員の見守りの対象者については、今までは介護保険事業所と関わっている場合、民生委員の見守りが比較的必要ありませんでした。今後は、要支援認定を受けていない方で、総合事業のサービスを利用している方についても、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センターと関わるものと考えます。新しい介護保険サービスの利用者は増加すると想定しますが、地域包括支援センターが関わりますので、これまで以上に広く専門職に係ると考えて頂けたらと思います。

(進藤委員)

地域包括支援センターから、民生委員に対しての情報提供はありますか。

(寺本委員)

情報提供は行っていきます。

(松本委員)

制度改正について、兵庫県保健医療計画を5年に1回改正しており、医療と介護でお互いの制度の理解不足があるため、総合的に研修等を実施する必要があると考えます。また、今後高齢者だけではなく障がい者等、様々な対象者を含めた地域包括ケアが重要と考えるため、地域包括支援センターを高齢者生活支援センターとすることによって、障がい者等が対象ではないと考えてしまうのを懸念しており、先ほど発言させて頂きました。

(松葉副委員長)

「議事(3) その他」説明をお願いします。

(松本委員)

ロコモティブシンドロームについて説明

(松葉副委員長)

次回の予定について事務局をお願いします。

(事務局 奥村)

次回は、平成27年2月頃を予定しております。

(松葉副委員長)

それでは、平成26年度第1回の評価委員会を終了します。

閉 会